2　前項の申請書には、写真一葉及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　技能証明書（滅失した場合を除く。）
二　第二百三十六条の三第二項第一号イ又はロに掲げる書類のいずれか（住所又は氏名を変更した場合に限る。）
三　失つた事由及び日時（失つた日から三十日以内に再交付を申請する場合に限る。）
3　国土交通大臣は、第一項の申請が正当であると認めるときは、技能証明書を再交付する。
（技能証明書の返納）
第二百三十六条の六十八　無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、速やかに、その事由を記載した書面を添えて、その有する技能証明書（第四号の場合には、発見した技能証明書）を国土交通大臣に返納しなければならない。
一　法第百三十二条の五十一第二項の規定による技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われたとき。
二　法第百三十二条の五十三の規定により技能証明を取り消されたとき。
三　前二号のほか、技能証明の効力が失われたとき。
四　前条第三項の規定により技能証明書の再交付を受けた後又は第二百三十八条の規定により届出をした後、失つた技能証明書を発見したとき。
2　無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。
一　現に有する資格以外の資格の技能証明を受けたとき、又は限定がなされた技能証明を受けた者が同一の資格についての限定の変更がなされた技能証明を受けたとき。
二　第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明書の有効期間の更新を行うとき。
三　第二百三十六条の五十八第二項又は第二百三十六条の五十九第三項の規定により技能証明書の交付を受けるとき。
3　無人航空機操縦者が死亡し、又は失踪の宣言を受けたときは、技能証明書を保管する者は、第一項の手続をしなければならない。
（無効の公表）
第二百三十六条の六十九　国土交通大臣は、技能証明書について第二百三十八条の失つた旨の届出があつたとき、第二百三十六条の六十七の再交付の申請（失つたことによるものに限る。）があつたとき又は前条（第一項第四号を除く。）の規定により返納しなければならない場合に返納されなかつたときは、その無効であることをインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

第四節　無人航空機の飛行

（立入管理措置）
第二百三十六条の七十　法第百三十二条の八十五第一項の国土交通省令で定める措置は、補助者の配置、立入りを制限する区画の設定その他の適切な措置とする。
（飛行の禁止空域）
第二百三十六条の七十一　法第百三十二条の八十五第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。
一～五　（略）
2～4　（略）

（新設）

（新設）

第二節　無人航空機の飛行

（飛行の禁止空域）
第二百三十六条の十二　法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。
一～五　（略）
2～4　（略）